

南城市加齢性難聴者補聴器購入費助成について

65歳以上の南城市民で、聴力の低下により補聴器の使用が必要と認められる方に、補聴器の購入費の一部を助成します。

助成の対象となる方（以下すべての要件を満たす方）

- ① 南城市に住所を有し、住民税非課税世帯で申請時に満65歳以上の方
- ② 耳鼻咽喉科の医師から基準を満たすと認められ、（聴力が四分法において両耳が50 デシベル以上、または片側の耳が40 デシベル以上で、他方の耳が80 デシベル以上の方）補聴器の使用が必要との医師意見書を徴することができる方。
- ③ 身体障害者手帳等、他の制度で補聴器の補助・交付を受けられる方は対象外です。

助成額

補聴器本体1台分の購入費として、一人2万5千円を上限とします。

※千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた千円単位の額が助成額となります。

手続きの流れ

- ① 南城市生きがい推進課 介護長寿係の窓口で、対象要件の確認を行い、申請書と医師の意見書様式を受け取ります。
- ② 耳鼻咽喉科で受診し、基準を満たした場合は、医師意見書を書いてもらいます。
- ③ 申請書と医師意見書を市に提出します。
- ④ 市から助成決定通知が送付されます。
- ⑤ 助成決定者は補聴器を購入します。
- ⑥ 市に「助成金請求・口座振替依頼書」、本人名義の領収書（原本）、本人の通帳の口座番号や支店名のわかる写しを提出します。
- ⑦ 市から助成金が振込まれます。

留意事項

- ① 助成の対象となるか条件がありますので購入前に必ずご相談ください。
- ② 申請書の受け付けは、上限の20名に達するまで行います。ただし、予算の範囲内での助成件数があるため先着順とします。現在の受付状況は、生きがい推進課介護長寿係へご確認ください。
- ③ 医師の意見書及び申請書は、対象年度の1月末までに提出してください。
- ④ 補聴器の購入は助成決定日から2か月以内に行い、請求書・支払金口座振替依頼書に領収書を添付してすみやかに、提出してください。
- ⑤ 助成は、一人1回限りです。購入後の修理又は保守等に係る経費は助成の対象になりません。
- ⑥ 助成の決定の前に購入した補聴器は助成の対象となりません。
- ⑦ 耳鼻咽喉科の医師の意見書徴取に係る費用は助成の対象となりません。
- ⑧ 補聴器の付属品購入に係る経費は、助成の対象となりません。

お問い合わせ先 南城市生きがい推進課 介護長寿係 電話番号 098-917-5341

手続きの流れ

